

## ウ 支給日

### (ア) 基本的な支給日

#### ■ 基本的な支給日

支給単位期間の最初の月の給与の支給に関する規則で定められる給料支給日。

ただし、届出に係る事実を確認できない等の場合は、その日後。

(条例第10条の2の4第5項、通勤手当規則第16条の2第1項)

### (イ) その他の支給日

#### ■ その他の支給日

##### ① 支給日前に離職、死亡した場合

→離職、死亡した際

##### ② 支給月に任命権者を異にして異動した場合

→ 支給月の初日に所属する任命権者による給料の支給日  
(異動が支給日前であるときは、異動した際)

##### ③ 2以上の交通機関等を利用し、かつ、支給限度額を超えた場合

→ 最長支給単位期間（通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間）の最初の月の支給日に一括支給

(通勤手当規則第16条の2第2項～第4項)

## エ 支給の始期、終期及び支給額の改定

### 支給の始期

(ア) 新たに(2)のアの職員である要件を具備した場合には、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給します。

(イ) 上記(ア)の場合で、届出がその事実の生じた日から30日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給します。

**注** 市町村立学校職員にあっては「届出を受理した日」とは、校長が届の記載事項について確認した旨を証明した日をいいます。

### 支給の終期

(ア) 職員が離職、死亡した場合は、離職、死亡した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給します。

(イ) (2)のアの職員である要件を欠くに至った場合は、その事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給します。

### 支給額の改定

(ア) 支給額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定します。

(イ) 上記(ア)の場合（増額する場合に限る。）で届出が事実の生じた日から30日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定します。

(通勤手当規則第17条)

区分	事実発生の日 注3	届出を受理した日 <sup>注1</sup>		支給の始期終期
		事実発生から	受理した日	
新たに支給を受ける場合 (増額改定)	月の初日	30日以内 <sup>注2</sup>		事実発生月から
		30日経過後	月の初日	受理した月から
			月の中途	受理した月の翌月から
	月の中途	30日以内		事実発生月の翌月から
		30日経過後	月の初日	受理した月から
			月の中途	受理した月の翌月から
打切りの場合 (減額改定)	月の初日			事実発生月の前月まで
	月の中途			事実発生月の当月まで

注1 届出を受理した日…市町村立学校職員にあっては、職員から提出された届を校長が確認した日

注2 30日の計算 ……その事実の生じた日の翌日（その事実が午前0時に生じたときはその日）から起算し30日目が日曜日、休日又は年末年始の休日に当たるときは、その翌日まで延長されます。（民法第140条、142条）

注3 事実発生の日……

届出の理由	事実発生の日
採用・異動	採用又は異動の発令日 ※ その他(1)も参照のこと
転居 (打ち切り含む・異動を除く)	住居の移転が完了した日 (移転後の初出勤日ではない)
通勤方法の変更	変更後の最初の出勤日
通勤経路の変更（橋の開通・通行止め解除の場合）	橋等が開通した日（開通後の初出勤日ではない）
交通機関等の運賃の値上げ	運賃の値上げの日

注 復職等により、継続して通勤することが常態となる日の属する月の前月において住居の移転が完了している場合には、当該継続して通勤することが常態となる日の属する月の初日を、また、継続して通勤することが常態となる日の属する月において住居移転が完了した場合には、当該移転が完了した日をもって、新たに通勤職員である要件が具備されるに至った日又は通勤手当の月額を変更すべき事実が生ずるに至った日として取り扱います。

（昭和56年9月1日付け教給第1075号給与課長通知）

【例】

H25.7.1からH28.3.31まで育児休業していた職員が、H26.4.1に住居を移転した場合は当該継続して通勤することが常態となる日はH28.4.1であり、その日が属する月の初日はH28.4.1であるため、事実の生じた日は、H28.4.1となります。

※ 通勤手当については、上記のとおり復職後に届出（事実の生じた日から30日以内に届出した場合に限る。）をしてもその月分は支給されますが、住居手当の場合は事実の生じた日はあくまでも住居を移転した日(H26.4.1)となり、復職後に提出した場合、30日経過後の取扱いにより復職した日の属する月分は支給されなくなる可能性があり、事実の生じた日の取扱いが違いますので留意してください。

その他

- (ア) 出張、休暇、欠勤のため支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給しない。  
(通勤手当規則第18条)

**注** 該当者がいる場合、所属において一時停止報告書（別記第11号様式。記入例については222ページを参照）を教職員事務課に提出してください。

(1) 新規採用者又は勤務学校等を異にして異動した職員が、当該採用又は当該異動後の勤務学校等への勤務を開始すべきこととされる日に通勤職員である要件を具備するときは、当該採用又は異動の発令日を要件が具備されるに至った日として取り扱うものとします。  
(通勤手当運用第17条関係の1)

(2) 通勤職員が勤務校等を異にして異動した場合であって、異動後もなお通勤職員である者の届出が異動の日から30日を経過してなされたときの額の改定は次によります。  
(支給取扱第5の5の(1))

a 異動後の額が異動前の額を超えることとなる場合の改定（増額改定）は、その届出のあつた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うこととし、当該改定の月の前日までの間は、従前の額を支給するものとします。

例) 異動前の通勤手当額 2,000円、異動後の通勤手当 4,600円  
事実の生じた日 H27.4.1 届出年月日 H27.5.25 (30日経過後に提出)

→5月分までは2,000円、6月分から4,600円を支給

b 異動後の額が、異動前の額より少ないととなる場合の改定（減額改定）は、異動発令の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行います。

例) 異動前の通勤手当額 4,600円、異動後の通勤手当 2,000円（差額2,600円）  
事実の生じた日 H27.4.1 届出年月日 H27.5.25 (30日経過後に提出)

→4月から2,000円を支給  
(6月の給料で調整 (4、5月分の差額分2,600円×2箇月分を返納))

## 才 返納

支給単位期間中に一定の事由が生じた場合は、定期券を払い戻して得られることとなる払戻額を返納することになります。（支給単位期間が1箇月の通勤手当は除く。）  
(条例第10条の2の4第6項)

**注** この場合、職員が実際に定期券を購入した日及び実際に購入した定期券の通用期間にかかる、通用期間が支給単位期間である定期券を返納事由発生月の末日に払い戻しをして得られる額が返納額となります。

### (ア) 返納事由

次の場合は返納させるものとする。

a 支給要件の欠如等の場合

- ① 通勤職員である要件を欠くに至った場合
- ② 離職、死亡した場合

b 通勤経路等又は運賃等の額の変更の場合

- ① 通勤経路又は通勤方法を変更したことにより、通勤手当の額が改定される場合
- ② 運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

c 月の中途中において、休職、専従許可、派遣、育児休業、大学院修学休業、自己啓発等休業又は停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）

d 月の初日から末日まで全日数にわたって、出張、休暇、欠勤その他の事由により通勤しないこととなる場合

（通勤手当規則第17条の2第1項）

## (1) 返納額

- a 1箇月当たりの運賃等相当額等が支給限度額以下であった場合

次に掲げる月（返納事由発生月）の末日に、定期券の払戻しをしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）

- ① 支給要件の欠如等の場合
  - 当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）
- ② 通勤経路等の変更の場合
  - 通勤手当の額が改定される月の前月
- ③ 月の中途において休職等にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）
  - 休職等の期間の開始した月
- ④ 月の初日から末日までの全日数通勤しないこととなる場合
  - 当該通勤しないこととなる月の前月

**注** 通勤経路等の変更の場合は、当該変更のあった普通交通機関等（支給限度額を超えることとなる場合はすべての普通交通機関等）について、その他の場合にあってはすべての普通交通機関等について、返納対象とする。

- b 1箇月当たりの運賃相当額等が支給限度額（55,000円）を超えていた場合

それぞれ i 又は ii いずれか低い額（すべての普通交通機関等について、返納対象とする。）

- ① 1の普通交通機関等を利用する場合
  - i 55,000円（支給限度額）×支給単位期間の残り月数（注1）
  - ii 払戻金相当額
- ② 2以上の普通交通機関等を利用する者又は併用者
  - i 55,000円（支給限度額）×最長支給単位期間の残り月数（注1）
  - ii 払戻金相当額及び人事委員会の定める額（注2）の合計額

**注** 1 返納事由が生じた日の属する月（事由発生月）の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、当該月）から（最長）支給単位期間の最後の月までの月数  
2 「最長支給単位期間内の運賃等相当額及び自動車等に係る手当額のうち、支給単位期間の始期が事実発生月の翌月以後の額」

（通勤手当規則第17条の2第2項及び第3項）

## 【参考】 添付書類

（2）の才に該当する職員のみ添付書類を提出してください。その他の職員は、添付書類の提出は不要です。

区分	添付書類
特別急行列車を利用して通勤する場合	① 特別急行列車等を通勤に利用する実情について
高速自動車国道を利用して通勤する場合	① 特別急行列車等を通勤に利用する実情について ② 「ETCカードの写し」、「ETC車載器セットアップ申込書・証明書の写し」等ETCの利用を証明する書類